

『日立商工会議所花見茶屋』出店要項

1. 開催日時 平成25年4月13日(土) 午前11時～午後8時
14日(日) 正午～午後7時
2. 会場 平和通り(Bゾーン 市民会館通り交差点～四面歩道橋、一部Cゾーン 駅周辺)
3. 出店ブース数 18ブース(飲食提供による食べ処)
6ブース(特産品・お土産品・タウランカ製品)
4. 出店料 30,000円
注: Cゾーンでの出店料は、1日につき15,000円とする。Bゾーンは1日のみの出店でも30,000円
テント1張(2.7m×3.6m) 特産品ブースは(5.4m×3.6m)
机8本、椅子10脚(内訳/食事スペースに机4本、椅子6～8脚) テーブルクロス1枚
※但し、雨天等による祭り中止の場合も出店料の返金はなし。
5. 出店資格 日立市内に事業所のある、日立商工会議所会員事業所
6. 申請保険料 保健所申請料・食中毒保険: 商工会議所が申請届出・費用負担とする
7. 搬入・搬出 ①搬入 13日(土) 午前11時00分頃から
14日(日) 午前10時30分頃から(Bゾーンのみ)
但し、出店の準備のみで販売は正午からとする。
※14日のCゾーンについては、さくらロードレース(8:30～12:00 交通規制)で、最終ランナー通過後に順番にテントを設営する。尚、機材については8:45分までに搬入(Cゾーンは8:30までに)を終えること。前日搬入は自己責任とする。
②搬出 4月13日(土) 午後8時から ※午後9時交通規制解除
4月14日(日) 午後7時から ※午後8時交通規制解除
8. 出店場所 出店者説明会時に配置を抽選
(抽選の順番は、出店申込書の受付した順とする)
9. 販売品目 食品全般(特に制限するものを除く) 保健所から指摘のあったものは販売不可。
10. 注意事項 以下の注意事項の厳守を確認のうえ出店申し込みを承諾する。
 - ①テントについて
 - ・ Bゾーンのテント設営は水戸DMSが行う。出店者はテントのキープは不可の為、設営前のテントへ飾りつけ・値段やメニュー貼り等はできない(テント設営の順番並びにテントの選択はDMS一任とする)但し、Cゾーンは各自で搬出時間内にテントを設営できる。
 - ・ 前日のテントが翌日も必ず同じテントになるとは限らないので注意する
 - ・ テント搬入前に自分のブース(緩側車線内)に荷物を置くとテント搬入の妨げになり、全ブースの搬入時間が遅くなるので置かないこと。
 - ②電気の使用について
 - ・ 原則として照明器具(LEDが望ましい)のみとする。ホットプレート・炊飯器・レンジ等、ワット数が大きい機材の持ち込みを禁止とする。但し、各自の責任において発電機を持ち込む場合は認める。(静音タイプの発電機が望ましい)
 - ・ 電源ボックスにはワット数に制限があるので、1ブース:300ワット以内に抑えること。
 - ③電源ボックスについて

- ・ 電源ボックスからの電源は1つのテント(ブース)で、1コンセントを割り当てる。
- ※ 1つのテントを2店が共有する場合も、2店でコンセントを1つ使用すること。
- ※ ブース場所によっては電源ボックスまでの距離が長いこともあるのでドラム(複数、延長コード等を各自で持参し対応すること。
- ※ ドラムのコードは、伸ばして使用すること。(伸ばさないで巻いたままの使用はコイル状態となりコードが熱を帯びるため危険)
- ※ 夜間のライトアップ時には、各ブースとも照明器具を使用するのでワット数の許容量が超えるとブレーカーが落ちるので注意すること(自分のブースだけでなく、同じ電源ボックスを使用する他出店者のブレーカーも落ちます)

④ゴミの処理について

- ・ テント前面に(自分の目の届く範囲内)ゴミ箱を設置し(ダンボール箱やポリバケツ45リットル以上を利用した簡易ゴミ箱にゴミ袋を被せて作成し、生ゴミ・ビン・カンに分別する。テーブルにゴミ袋を貼らないこと)ほうき等は持参すること。
- ・ 空きビンだけはダンボール箱に入れて廃棄する。(ビン類を販売する出店者)
- ・ フライヤー等で油ものを調理する場合、地面にブルーシートを敷き、その上にダンボールを敷く等して二重三重の対策をすること。(道路を油等で汚さない) 原状復帰を基本とし、油等で汚れがひどい場合は責任もって対応すること。
- ・ 汁物(うどん・そば・おでん等)や廃油は別容器を準備し持ち帰ること。
- ・ 休み処のゴミ袋・ゴミ箱がいっぱいになった場合は放置せずに、こまめに交換し、ゴミ集積時間内にゴミ集積場に廃棄すること。
 - ① 13日(土) 20:00~20:30【ゴミ集積時間】
 - ② 14日(日) 19:00~19:30【ゴミ集積時間】

⑤看板の設置について

- ・ 「花見茶屋」の証しとして、テント前面には必ず会議所から支給された店舗名入り看板をつけ、祭りの終了後には返却すること。看板をつけなかった店舗は次回への参加はできないものとする。又、看板紛失時は看板代を負担(¥5,000)すること。

⑥テーブル・椅子等について

- ・ テーブルの4本はテント内、残り4本を休み処(食事スペース)に割り当てること。数が不足する場合は各自で持参するか、水戸DMSに追加で注文すること。机8・椅子10はテント近くの山積みに置いてある場所から決められた数だけ持ち出せる。
- ※ 1つのテントで2店が共有する場合、1店舗につきテーブル4本、椅子5本ずつわけあう。
- ※ 歩道の建物側には備品等を置かないこと(店舗シャッターが開けられない、家にキズがつく、車が出せない等)

⑦火気使用について

- ・ コンロ等火気使用の場合はテーブルとコンロの間に板を敷くこと。
- ・ 使用に当たっては消火器を必ず備えること。
- ・ 机・椅子等を焦がした場合は各店が責任をもって弁償すること

⑧水道の場所

- ・ クリアコート常陸園(マンション)入口近くの駐車場・水戸信用金庫日立支店・赤津工業所の裏側・まえのうち児童公園・北見邸 (Cゾーン利用者のみ)
- ※水場での洗い物は禁止とする。(_____ は他の団体と共用)

⑨駐車場

- ・ 駐車場の確保については各自の責任で行うこと。
例：市役所第2駐車場、中小路小学校グラウンド、日立物流駐車場
- ※ヨーカドーは買い物客が使用するので利用不可

⑩雨天による開催の決定時間

- ・ 午前7時00分に決定、日立市観光協会のホームページで確認する。
- ・ 観光協会のHPに午前7時頃アップ予定
<http://www.mito.ne.jp/~h-kanko/>
- ※ 電話はつながりにくいので極力控える
- ※ 中止の場合は事務局より連絡

⑪当日の連絡先

- ・ 090-8805-7371 (商工会議所 携帯電話番号)
- ・ 0294-22-6100 (まつり本部)

⑫その他の遵守事項

- ・ ガムテープは布地の物を使用すること。
- ・ ブース前にA型立て看板を設置しないこと。
- ・ 炭火使用等により灰がとぶ場合は隣接する出店者と相談し対応をはかること。
- ・ 調理に携る者は各自保健所で検便検査をすること。
- ・ スタッフ・アルバイト等に出店要項・出店場所等を周知し厳守させる。
- ・ 自分のブースの休み処で他所のブースで買ったものを食べていた場合や、買わずに休んでいるだけの人がいいても、きちんと対応する。
- ・ 4/15(月)7時50分から8時20分にさくらまつり本部に集合しボランティア清掃のご協力をお願いします。尚、参加不可能な場合の店は、13(土)20時もしくは14(日)の19時まで、さくらまつり本部(花見茶屋本部ではない)に集合し、一斉清掃にご協力下さい(1名程度)
- ・ 以下の事由に該当したブースについては次回以降の花見茶屋の出店参加をお断りすることがあります。
 - ①要項やマナーを著しく逸脱し周囲の迷惑となったブース
 - ②来場者・買い物客・近隣ブース等から苦情の多いブース
 - ③さくらまつり実行委員・事務局の指示に従わないブース
 - ④さくらまつりの雰囲気と合致しないと判断されるブース

11. 問 合 せ

日立商工会議所観光委員会事務局 商業観光課 担当：谷中
TEL 22-0128/FAX 22-0120 yanaka@hitachicci.or.jp.